首長選挙制度改正案

第 95 条
　四　地方公共団体の長の選挙　有効投票の総数の二分の一以上の得票

第 109 条の再選挙に関する規定から首長を除外し、別に決選投票の規定を置く。
（地方公共団体の長の決選投票）
　地方公共団体の長の選挙において第 95 条第 4 項の規定による得票者がない場合には、第 109 条第 1 項（再選挙の期日の告示）及び第 119 条第 3 項（同時選挙の場合の期日の告示）の規定にかかわらず、第 106 条第 2 項（当選人がない場合の告示）の規定による告示の日から 15 日以内に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、決選投票を行わせなければならない。この場合においては、その選挙において有効投票の最多数を得た者 2 人をもってその候補者とする。
　前項の場合においては、当該選挙管理委員会は、選挙の期日前 5 日までに、選挙日を告示しなければならない。
　第 1 項の選挙において、前項の規定により告示のあった期日から選挙の期日の前日までに当選者が死亡し又は候補者たることを辞したため候補者が 1 人となったときは、投票は、行わない※。

※　昭和 25 年の公職選挙法では、この場合に得票順第 3 位の者を候補者として決選投票を実施すると規定していたが、第一回投票でほぼ勝者が明確であるような場合（→北海道市長選挙結果参照）に次点候補者が辞退したときにも決選投票を実施するのは合理的でないため、このように変更してみた。

【参考】2015 年統一地方選挙結果

知事、市区長選挙

	改選数	うち無投票当選	50%未満で当選	接戦のもののみ※	37.5%未満で当選
知事	10	0	0	0	0
政令指定都市の市長	5	0	1	0	0
一般市長	89	27	14	13	3
特別区長	11	0	2	1	1
合計	115	27	17	14	4

※　当選者の得票が 50%未満だったもののうち、得票が 45%以上であり、かつ、次点者の得票が 40%未満だったものを除いた数。

北海道市長選	秋元克広	49.9%
	本間奈々	34.9%
佐倉市長選	蕨和雄	47.9%
	西田護	37.3%
	宇田実生子	14.8%
瑞穂市長選	棚橋敏明	43.1%
	堀孝正	41.4%
2014 年		
東京都知事選	舛添要一	43.4%
	宇都宮健児	20.2%
	細川護熙	19.6%
	田母神俊雄	12.6%